

飯田女子短期大学は、ハラスメントの防止および排除に 学生と教職員が一体で取り組んでいます

ハラスメントは、人権を侵害し、人としての尊厳や人格を深く傷つける行為で、絶対にあってはならないものです。ハラスメントの行為は、学生の学ぶ権利および教職員の働く権利への重大な障害となります。

飯田女子短期大学は、学生や教職員の人権が尊重され、快適な教育・研究環境、学習および労働環境のもとで、学ぶ権利および働く権利が保障され、明るく健全な学園生活を送ることができると目指しています。ハラスメント防止規程を制定し、キャンパスの内外を問わず、問題が発生した場合には就業規則、学則に基づく処分等を行うなど、厳しい姿勢で臨みます。

言葉や行為を嫌だと感じたら
(被害にあったと思ったら)

相手に不快であることをはっきりと意思表示しましょう
意思表示ができない場合は、我慢せず、その場を離れましょう
親しい友人や信頼する身近な人、または信頼できる教職員にまず相談しましょう
いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたのか等について記録をとりましょう
ハラスメント相談員等の相談窓口にご相談しましょう

= 飯田女子短期大学は、いかなるハラスメントの行為も黙認しません =

ハラスメントとは……

ハラスメントとは、他者に対して不愉快なもしくは威圧的な言葉や態度をとることにより、個人の尊厳を傷つける行為（言動）をいいます。行為者側にその意識があるかないかに関係なく、受けた側が不快感や人間としての尊厳を傷つけられたと感じたとき、それはハラスメントになります。ハラスメントは、言い換えれば、いじめ、人権侵害です。

大学や短大におけるハラスメントは、キャンパス・ハラスメントともいい、性的な言動による「セクシュアル・ハラスメント」、教員の職務の違いによる教員間や教員と学生間で起こる「アカデミック・ハラスメント」、職員の役職の違いによる職員間や職員と学生間で起こる「パワー・ハラスメント」等があります。また、教職員・学生を問わず、集団による個人または少数のひとへのいじめや嫌がらせも広義のパワー・ハラスメントになります。

どんなことがハラスメントになるのですか？

どこからがハラスメントで、どこまでがそうでないのか、目に見える基準があるわけではありません。何気なく発した言葉、何気なくとった行動が、相手にとっては、嫌だと感じたり、不快に感じたり、人権を傷つけられたと感じることがあります。それが、ハラスメントになります。



<セクシュアル・ハラスメントの具体例>

- * 教員が特別指導として研究室に呼び、性的な関係を迫る。断ったら単位をつけないと迫る。
- * 講義中に教員が授業と関係のない性的な話をする。
- * 性的な内容の電話をかけたたり、手紙やE-mail、携帯メールを送りつける。
- * 挨拶代わりに肩をたたく。
- * 研究室にヌードポスターを貼る。業務用のパソコンにアダルトページの画面を開けたままにする。
- * 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」などと性差別的発言をする。

<アカデミック・ハラスメントの具体例>

- * 教育上で、「お前はバカだ」、「能なし」と罵倒したり、「話すだけ無駄だ」、「こんな論文は見る時間の無駄だ」、「子どもの作文だ」などと人格を侵害する発言をする。
- * 不当に低い評価や正当な理由もなく単位を与えない。
- * 心身の健康を害する可能性のあるような不当な課題を課す。
- * 文献・図書や機器類を使わせないという手段で、修学・就業を妨害する。
- * 「教育の一環である」、「個人指導をするから」と言って、不必要に居残りさせられたり、自宅に呼び出されたりする。
- * 自分の好意的誘いに応じなかったことを理由に、指導を排除したり不利益な取扱をする。

<パワー・ハラスメントの具体例>

- * 業務に必要な情報を意図的に伝えてもらえない。仲間はずれにされる。
- * 人前で過剰に叱責される。
- * 他の人とあからさまに差をつけた対応をされる。
- * 挨拶をしない。あからさまに無視される。
- * インターネット上のブログや掲示板への書き込みによって、相手が知らないところで、悪口や陰口をいう。

パワー・ハラスメントとは、本来は職位の違いによる優越的な地位や権限を利用して、本来の業務の範囲を越えて行われる嫌がらせのことをさします。集団によるいじめや嫌がらせも広義のパワー・ハラスメントになります。相手に直接言わなくても、ネット上のブログなどを使った陰口やいじめもハラスメントになります。

ハラスメントは、ここに挙げた3つの種類に限定されるものではありません。記載例はキャンパス・ハラスメントの一例であり、この3つのいずれかに当てはまる場合もありますが、相互に関連して発生することも多く、それぞれの境界は明確なものではありません。

さらに、学生間や友人間のハラスメント、人権を全面的に否定するといった精神的な虐待や誹謗・中傷・暴力・体罰等基本的な人権を侵害するような行為すべてがキャンパス・ハラスメントになります。

「知らなかった」
「わからなかった」 } ではすまされません

相手に不快感を与え、人権を侵害する
ハラスメントを決して許しません！！



・・・ハラスメントを起こさないために・・・

ハラスメントは、個人の尊厳を傷つけるとともに、学内の人間関係を壊すことにもなります。同じ短大で学ぶ者として、ハラスメントを起こさないために、次のことを心がけましょう。

今までは当たり前のこと、ごく普通のことと考えられていたことが、相手に不快感を感じさせたり、相手を傷つけているかもしれないことを認識しましょう。

相手に不快感を与えるような言動に対して、お互いに指摘し合える人間関係を醸成できるようなコミュニケーションづくりに努めましょう。

日常生活にひそむ男女の役割分担といった固定的な性別役割分担の意識から脱し、男女間の対等な関係づくりを心がけましょう。

性に関する受け止め方は、個人によって、また男女間、世代間で異なることを認識しましょう。

自分の周囲のハラスメントを黙認していませんか。見て見ぬ振りをすることは、ハラスメントに加担していることになります。第三者としてハラスメントと思われる事態に遭遇したら、弱い立場の人の心情を理解するように努めましょう。

一人で悩まないで、ハラスメント相談員に相談しよう

<相談の窓口>

飯田女子短期大学では、さまざまな種類のハラスメントに対する相談や苦情申出の窓口として、『ハラスメント相談員』を設置しています。「ハラスメントかな?」と思ったら、まずハラスメント相談員に連絡下さい。どの相談員でも区別はありません。また相談者のプライバシーは厳守いたします。

ハラスメント相談員



氏名	所属	連絡方法(直通電話)
新海 シズ	家政学科	0265 - 22 - 0070 - 125#
庄司 洋江	幼児教育学科	0265 - 22 - 0070 - 127#
上條 育代	看護学科	0265 - 22 - 0070 - 285#
塩沢 千文	図書館	0265 - 22 - 0070 - 133#

ハラスメント相談員以外にも、以下の相談窓口があります。

その他の相談窓口

学生部：TEL 0265 - 22 - 4506

アドバイザー：各学科・専攻・コースごとのクラスにアドバイザーがいます

ハラスメント防止委員会

ハラスメント相談員が受け付けた事案について、公平・公正な立場で、事実確認を行うとともに、解決策を検討し、適切な助言や行為者への指導や注意を行います。

ハラスメントに関する相談については、秘密を厳守しますので、安心して下さい。また、一人で相談しにくい場合は、親しい友人や信頼のおける人と一緒でもかまいません。

一人で悩まないで、気軽に利用して下さい。

<問い合わせ先>

飯田女子短期大学 ハラスメント防止委員会

〒395 - 8567 長野県飯田市松尾代田 6 1 0 飯田女子短期大学

TEL 0265 - 22 - 4460

FAX 0265 - 22 - 4474